

令和 8 年度 与那原町保育所等入所案内



令和 8 年度 4 月入所申込受付日

- 【 受付期間 】 令和 7 年 11 月 4 日（火）～ 令和 7 年 12 月 10 日（水）17 時まで
（※土・日・祝日を除く）
- 【 受付時間 】 8：30～12：00 ／ 13：00～17：00
（※12：00～13：00 の間は、受付できません。）
- 【 申込方法 】 子育て支援課窓口へ提出または郵送にて提出
（必要書類がすべてそろっていない場合は、受付できません）

※郵送にて提出される場合の注意事項※

- ① 受付期限（令和 7 年 12 月 10 日）の消印まで有効（郵送料は申込者自己負担）をお願いします。
- ② 郵送にて提出された書類に不備がある場合、受付期間内にその不備の修正がなければ令和 8 年 4 月入所希望申込受付できません。
- ③ 利用調整（入所選考）に係る番号札の取扱い（P.7・12 を参照）について、以下の誓約事項を了承いただいているものとして扱います。
 - ・番号札の取得を事務局において行うことを依頼する。
 - ・上記について、不服申立てを行わない。

※受付期間終了後の申込は、5 月以降年度途中入所希望対象（欠員補充）となります。

- ・年度途中申込期限は、P.8 をご確認ください。
- ・年度途中申込を郵送にて提出される場合も、上記「※郵送にて提出される場合の注意事項※」を準用します。

※書類不備や記入・押印漏れがある場合は、受付できません。

※浜田ハピネス認定こども園の 1 号（教育利用）を希望の場合は、園へ直接お問い合わせください。

目 次

1. 保育所等とは	．．．．．	P.1
2. 保育を必要とする事由	．．．．．	P.1
3. 提出書類	．．．．．	P.2
4. 受入予定人数一覧（令和7年10月1日時点）	．．．．．	P.3
5. 保育実施時間・その他実施事業等（令和7年10月1日時点）	．．．．．	P.4
6. 保育所等利用者負担額（保育料）	．．．．．	P.5
7. 多子世帯の保育料軽減	．．．．．	P.6
8. その他の保育料軽減	．．．．．	P.6
9. 保育料の納付	．．．．．	P.6
10. 利用調整（入所選考）	．．．．．	P.7
11. 5月以降の年度途中申込期限	．．．．．	P.8
12. 注意事項（必ずお読みください）	．．．．．	P.9
13. 与那原町保育所等入所条件	．．．．．	P.10
14. 与那原町保育所入所実施基準	．．．．．	P.11
15. 入所順番の決め方	．．．．．	P.12
16. 与那原町内保育施設一覧表	．．．．．	P.13
17. 各保育施設概要	．．．．．	P.14～28

1. 保育所等とは（この案内において、町内認可保育園・小規模保育・家庭的保育を指します。）

保育所等は、保護者の就労や疾病等により保育を必要とする児童に対して、保護者に代わって保育を実施する児童福祉施設です。したがって、すべての家庭の児童が無条件に入所できるわけではありません。「集団に慣れさせるため」、「下の子の保育に手がかかるため」等の理由では入所の対象となりませんので、下記2.の「保育を必要とする事由」をご確認のうえでお申し込みください。

2. 保育を必要とする事由

保育所等へ入所できる児童は、町内に住所を有し、保護者が次のいずれかの事由にある場合です。

ただし、保護者以外に18歳以上65歳未満の同居の親族等の保護者に代わり保育をできる方がいる場合は、原則入所対象外となります。

保育を必要とする事由	保護者の状況
① 就労	週3日以上かつ1日4時間以上から対象（月48時間以上）。 ※自営業・農水産業・内職を含みます。
② 妊娠・出産	出産予定月前2ヶ月または出産月後3ヶ月にある場合のみ。 ※継続入所を希望の場合は、期間満了月の10日までに他の事由の証明書類の提出が必要です。
③ 疾病・障がい	病気または障がいがあり、児童を十分に保育することができない。 ※入所申込用診断書様式で確認します。 ※状態が変わり該当しなくなる場合は、他の事由の証明書類が必要です。
④ 看護・介護	同居の親族（長期間入院している親族を含む）を常時介護または看護していること。 ※入所申込用診断書様式で確認します。 ※状態が変わり該当しなくなる場合は、他の事由の証明書類が必要です。
⑤ 災害復旧	震災・風水害・地震等でその家屋を消失または破損したため、復旧が必要。 ※罹災証明書等で確認します。
⑥ 求職活動	求職中または就労予定（起業準備を含む）。 ※最大90日（最大日数に満たない場合でも「求職」での利用決定は年度内1回限り。 利用開始月から90日後の月の末日で保育の必要性がない場合は退所となります。） ※継続入所を希望の場合は、期間満了月の10日までに他の事由の証明書類の提出が必要です。
⑦ 就学等	大学・専門学校・職業訓練校に通い、日中カリキュラムがあるため児童の保育をすることができない。 ※「①就労」に準じます。 ※自動車学校・短時間の習い事・塾等は除きます。
⑧ 虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること。
⑨ 育児休業	育児休業をする場合で、育児休業に係る子ども以外のきょうだい児について保育所等を利用しており、引き続き利用することが必要であると認められること（育児休業に係る子どもが2歳になる月の末日まで）。
⑩ その他	①～⑨に類する状態として、与那原町が認める場合

※各事由について、提出いただく資料の内容によっては入所基準を満たさない場合があります。

3. 提出書類（※以下すべての必要書類がそろっていないと受付できません。）

提出チェック		申込者全員が必要な書類	
☐		①教育・保育給付認定申請書（現況届）兼利用申込書（児童1名につき1枚）	
☐		②保育所等保育料納付誓約書（世帯で1枚 ※3～5歳児は不要）	
☐		③与那原町保育所等入所条件確認票（世帯で1枚）	
☐		④同意書（世帯で1枚）	
☐		⑤健康診断書【児童用証明】（児童1名につき1枚 ※指定の様式）	
☐		⑥印鑑（スタンプ印不可）	
父	母	⑦「保育を必要とする事由」の証明書類（詳細は、1ページ目「2.」を参照）	
☐	☐	就労（勤務）	就労証明書（指定の様式）
☐	☐	育児休業	※育児休業中の場合は、復帰日の1ヶ月前から選考対象（例：4/1入所希望の場合、5/1までの復帰が条件）。
☐	☐	就労（自営業等）	就労証明書（指定の様式） ※直近3ヶ月分の支払明細書等を添付
☐	☐	妊娠・出産	親子（母子）健康手帳の写し ※表紙および分娩予定日が記載されているページ
☐	☐	疾病・障がい	診断書【保護者用】（指定の様式） ※障害者手帳をお持ちの場合はその写しも添付。
☐	☐	看護・介護	診断書【看護・介護証明用】（指定の様式） ※障害者手帳や特別児童扶養手当証書をお持ちの場合はその写しも添付。
☐	☐	災害復旧	罹災証明書
☐	☐	求職活動	就労誓約書（指定の様式）
☐	☐	就学等	在学証明書およびカリキュラム（時間割）
☐	☐	虐待・DV・その他	直接お問い合わせください。

提出チェック		該当する場合に必要な書類	
☐	ひとり親世帯	児童扶養手当証書または母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証の写し（※受給していない場合は、戸籍謄本）	
☐	障がい者（児）のいる世帯	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当証書いずれか交付されているものの写し	
☐	生活保護世帯	生活保護証明書（管轄の福祉事務所にて発行）	
☐	65歳未満親族と同居	その親族に係る「保育を必要とする事由」証明書類 ※提出がない場合は、入所調整において-1点	
☐	保育士として保育園に月120時間以上勤務	保育士証	
☐	令和7年（令和8年）1月1日時点の住所地が町外	◆申込時点で転入済み→添付書類は不要 ◆申込時点で転入予定→4～8月入所希望：令和7年度所得課税証明書 →9～3月入所希望：令和8年度所得課税証明書	
☐	出生前児の申込	親子（母子）健康手帳の写し <u>※入所希望月の初日において、生後3ヶ月以降のお子さまが対象。</u>	
☐	特別支援保育を希望	<u>※事前に子育て支援課へご相談ください。</u> <u>別途、必要書類（提出期限）があります。</u>	

4. 受入予定人数一覧（※令和8年度新規受入予定枠のみ掲載）

令和7年10月1日時点

施設名			0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	連携 施設	
保育所（園）	町立	阿知利保育所	3	3	0	2	1	1		
	法人認可保育所・認定こども園	浜田ハピネス認定こども園 （2号・3号（保育利用））	9	3	1	0	0	0		
		友愛保育園	15	5	2	4	0	0		
		すみれ保育園	6	12	6	0	0	0		
		コスモス保育園	6	6	0	3	2	0		
		与原保育園	9	18	0	8	0	0		
		東の森保育園	本園	3～5 歳児は本園			3	0	0	
			分園	6	10	8	0～2 歳児は分園			
		保育園与那原ベアーズ 1	6	12	0	1	0	0		
		保育園与那原ベアーズ 2	9	9	2	4	0	0		
地域型保育事業所	家庭的保育	おれんじはうす	1	1	0				コスモス	
	小規模保育	のびるひろば	4	2	0				阿知利	
		友愛乳児園	6	0	0				阿知利	
		竹の子乳児園	3	4	0				ベアーズ 2	
		こみなと保育園	6	0	0				・友愛保育園 ・すみれ保育園 ・浜田ハピネス 認定こども園	
		どんぐりの木保育園	3	3	1				与原	

※上記は、保育施設の面積や保育士の配置状況等により実際の受入人数が変更になる場合があります。また、年齢によつては新規受入れを行わない施設もありますのでご了承ください。

※令和7年度はきょうだい児が別々の園に入所中で、令和8年度から同じ園への転園を希望されている場合は、その児童の転園調整が優先となります。

※0歳児の入所申込は、入所希望月の初日において生後3か月以降のお子さまが対象となります。また、保育の実施時期は状況に応じて園との相談（調整）にて決定となります。

※地域型保育事業所希望においては、3歳児になる年度から連携施設での受入に了承しているものとみなします。

<地域型保育事業とは>

◆0～2歳児の少人数を対象にした保育施設であり、基本的には保育所（園）と同様の保育を行います。

◆2歳児の年度末で卒園となり、3歳児クラスの年度からは連携施設へ優先入所（進級）することができます。

家庭的保育事業所：家庭的保育者の自宅にて、5名以下を対象に保育を行います。

小規模保育事業所：保育施設にて、19名以下を対象に保育を行います。

5. 保育実施時間・その他実施事業等

令和7年10月1日時点

施設名			月曜日～金曜日		土曜日		特別 支援 保育	一時 預かり 事業
			保育時間	延長保育	保育時間	延長保育		
保育所（園）	町立	阿知利保育所	7:15 ～ 18:15	18:15 ～ 19:15	7:15 ～ 18:15	×	○	×
	法人認可保育所・認定こども園	浜田ハピネス認定こども園 (2号・3号(保育利用))				×	○	×
		友愛保育園				×	○	○
		すみれ保育園				×	○	×
		コスモス保育園				×	○	○
		与原保育園	7:00 ～ 18:00	18:00 ～ 19:00	7:00 ～ 18:00	×	○	○
		東の森保育園（本・分園）				×	○	○
		保育園与那原ベアーズ1				×	○	○
		保育園与那原ベアーズ2				×	○	○
地域型保育事業所	家庭的 保育	おれんじはうす	7:15 ～ 18:15	18:15 ～ 18:45	7:15 ～ 17:00	×	×	×
	小規模保育	のびるひろば				×	×	×
		友愛乳児園				×	×	×
		竹の子乳児園	7:00 ～ 18:00	18:00 ～ 19:00	7:00 ～ 18:00	×	×	×
		こみなと保育園				×	×	×
		どんぐりの木保育園				×	×	×

◆保育時間内において、

- ・標準時間（11時間保育）：月120時間以上の就労・就学、妊娠・出産、疾病・障がい等が該当します。
 - ・短時間（8時間保育）：月48時間以上120時間未満の就労・就学、求職活動、育児休業等が該当します。
- ※上記は目安であり、具体的な「保育を必要とする事由」およびその状況により審査（認定）します。
 ※短時間の場合の預かり時間帯は、園へ直接お問い合わせください。

◆延長保育：認定された保育時間（標準・短時間）を超えて保育を行う場合。

延長保育料が発生します。P.14以降の各施設概要をご覧ください。

◆特別支援保育：保育施設での集団生活において、特別な配慮・支援が必要とされる児童に対し、発達や特性に合わせた保育を行います。判定会議での決定となりますので、希望の場合は申込前に事前にご相談ください（支援体制が確保できるまでの間、入所をお待ちいただくことがあります。ご了承ください。）

◆一時預かり事業：保育所（園）を利用していない家庭において、保護者の疾病や災害等により家庭保育が困難となった場合、一時的に保育所（園）で預かりを行います。

※申込方法等は、実施している園へ直接お問い合わせください。

6. 保育所等利用者負担額（保育料）

階層	区分		月額								
			3 歳未満児		3 歳児		4 歳以上児				
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間			
1	生活保護世帯		無償化		無償化 ◆給食費（主食費+副食費）を各園にて実費徴収します。金額については、P.14 以降の各施設概要をご覧ください。 ※副食費は、階層および多子カウントによっては「徴収免除」となる場合があります。 （ <u>免除該当者には別途通知いたします。</u> ）						
2-1	非課税世帯	ひとり親・障がい者(児)世帯									
2-2		その他世帯									
3-1	市町村民税所得割課税世帯	48,600 円未満	ひとり親・障がい者(児)世帯	7,200	7,200						
3-2			その他世帯	15,600	15,400						
4-1		48,600 円以上 77,101 円未満	ひとり親・障がい(児)世帯	7,200	7,200						
4-2 ア		48,600 円以上 57,700 円未満		24,000	23,600						
4-2 イ		57,700 円以上 77,101 円未満		24,000	23,600						
4-3		77,101 円以上 97,000 円未満		24,000	23,600						
5		169,000 円未満		35,600	35,000						
6		301,000 円未満		48,800	47,900						
7		397,000 円未満		64,000	62,800						
8		397,000 円以上		70,900	69,300						

※市町村民税所得割課税額が非課税（0円）の場合でも、均等割が課税されている世帯は「課税世帯」として3-1または3-2階層となります。

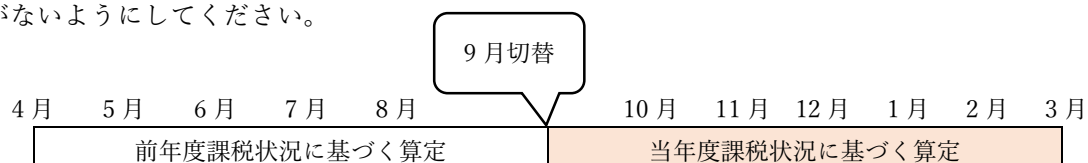
※保育料算定のための課税額は、「住宅借入金等特別控除額」「電子証明書（e-tax）等特別控除額」「寄付金控除額」「配当控除額」「外国税額控除額」を算入した額にて決定しますのでご注意ください。

※保護者の収入が生活保護基準に満たない場合は、同居者を含めた課税額で保育料を決めることがあります。

※保育料・副食費徴収免除可否算定に係る所得申告※

保育料（0～2歳児）・副食費徴収免除可否（3～5歳児）は、同一世帯員全員の課税状況によって算定します。

毎年9月が算定年度切替時期となり、算定時に所得申告を確認できない場合は8階層での算定となりますので、申告漏れがないようにしてください。



※配偶者の扶養に入っている等収入ゼロであっても、算定のため申告をお願いいたします。

※申告確認ができず8階層での算定となった場合は、その後申告を確認できた時点で再算定を行います。（増額の場合は差額徴収、減額の場合は差額還付）。

※税務署での申告を要する場合、その申告内容を算定に用いることができるまでに1ヶ月程度かかります。

7. 多子世帯の保育料軽減

階層	算定対象	入所児童（算定の結果）	
		第2子	第3子以降
1～4-2 ア	生計を一にする子（年齢制限なし）	半額	無料
		階層 2-2・3-1・4-1 は、第2子以降「無料」	
4-2 イ～8	生計を一にする子で、特定教育・保育施設、幼稚園等を利用している就学前児童 （該当施設は、お問い合わせください。）	半額	無料

◆生計を一にする子が町内保育所等や町立幼稚園以外を利用している場合は、その在園証明書等の提出が必要ですので、子育て支援課にて様式をお受け取りください（提出があった場合に、軽減再算定を行います）。

※軽減再算定の対象は、令和8年度中の入所期間に係る保育料です。

※該当する場合は、提出漏れがないようご注意ください（年度をまたぐと再算定できません）。

8. その他の保育料軽減

◆ひとり親世帯等（対象：保育料階層 2～4-1）

- ・ひとり親世帯（現に児童を扶養しており事実婚のない世帯）に該当する場合は、児童扶養手当証書または母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証の写しを提出してください。

※上記手当や医療費助成について、令和8年度中に新規で受給開始となった場合は届け出てください。

（届出のあった月の翌月から再算定を行います。※変更（保育料軽減）がない場合もあります。）

※事実婚または虚偽の届出等が判明した場合は、軽減を取消し、遡って本来の保育料を納付していただきます。

- ・障がい者(児)のいる世帯（同一世帯員が各種障害者手帳の交付、特別児童扶養手当を受けている）に該当する場合は、障害者手帳または特別児童扶養手当証書の写しを提出してください。

※障害者手帳や特別児童扶養手当について、令和8年度中に新規で対象となった場合は届け出てください。

（届出後、届出のあった月の翌月から再算定を行います。※変更（保育料軽減）がない場合もあります。）

※虚偽の届出等が判明した場合は、軽減を取消し、遡って本来の保育料を納付していただきます。

◆みなし寡婦控除

対象者：婚姻によらないで母（父）となり、その後も婚姻をしておらず児童を扶養している方。

ただし、次の項目いずれかに該当する場合は対象外となります。

- ・事実上、婚姻と同様の関係にある相手がいる方
- ・前年の所得が、税法上の寡婦控除を受けられる所得額を超える方
- ・すでに寡婦控除を受けている方

手続き：①子育て支援課にて、保育料減免猶予申請をしてください。（令和8年度入所決定した後）

②申請に基づき審査を行い、結果を通知いたします（変更（保育料軽減）がない場合もあります）。

※該当する場合は、申請漏れがないようご注意ください。

9. 保育料の納付

保育料は、大事なお子さまを安全・安心にお預かりするために必要となる経費に充てられます。保育運営に支障が出ないよう、期限内納付をお願いいたします。

◆保育所（園）：町が徴収します。

- ・当月分を毎月25日（土・日・祝日にあたる場合は翌営業日）に口座振替となります。

最初の保育料が発生する月に、その月分の納付書と合わせて口座振替手続き案内を送付しますので金融機関にて手続きをお願いいたします。

◆地域型保育事業所・認定こども園：園が徴収します。納付方法は園にご確認ください。

10. 利用調整(入所選考)

- ◆各施設において第1希望から第7希望の児童を含めて利用調整(入所選考)を行い、保育の必要性が高い方から決定します(申込み順ではありません)。保育の必要性は、申込受付期間中に提出された書類をもとに保育を必要とする事由に応じて点数化します。
- ◆一次調整・二次調整を行います。二次調整は、一次調整「却下」となった児童を対象とします(一次調整で「決定」した場合、その後の二次調整において、決定した保育施設等よりも希望順が高い保育所等の募集があっても調整対象にはなりません)。

<保育の必要性の点数化について>

申込受付期間中に提出された書類をもとに、保育を必要とする事由に応じて与那原町保育所入所実施基準(P.11)に基づき保育の必要性(基準①～⑧)および加算(基準⑨、その他・緊急)の合計で点数化をします。なお、入所決定後の(保育所等利用に係る)保育時間および利用可能期間等も、適用された事由(点数)に基づき決定します。

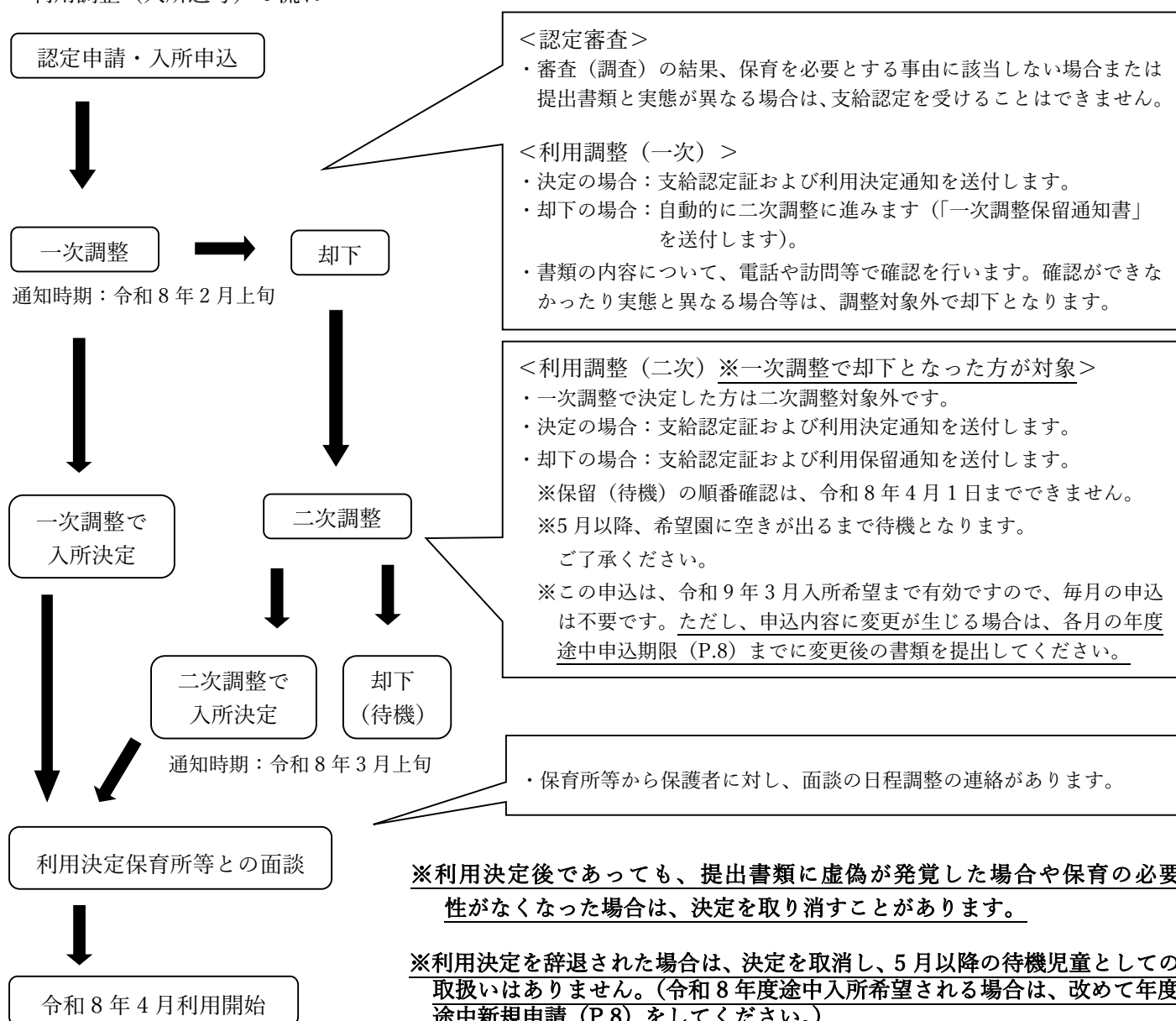
※申込時点で複数の保育を必要とする事由に該当する場合は、より高い点数を適用します。

(例:1日5時間かつ週3日の「就労」と「妊娠・出産」それぞれある場合は、「妊娠・出産」で点数化)

※申込書類の状況が、入所時においても継続していることを前提とします。

※点数が同点の場合は希望園の順位が高い方から、同点かつ希望園の順位も同じ場合は受付時に引いていただく番号札の早い方から決定します(P.12)。

<利用調整(入所選考)の流れ>



1 1. 5 月以降の年度途中申込期限

入所希望日	申込受付開始	申込・変更受付期限
令和8年 5 月 1 日	令和7年12月11日(木)	令和8年 4 月 10 日(金)
令和8年 6 月 1 日		令和8年 5 月 8 日(金)
令和8年 7 月 1 日		令和8年 6 月 10 日(水)
令和8年 8 月 1 日		令和8年 7 月 10 日(金)
令和8年 9 月 1 日		令和8年 8 月 10 日(月)
令和8年 10 月 1 日		令和8年 9 月 10 日(木)
令和8年 11 月 1 日		令和8年 10 月 9 日(金)
令和8年 12 月 1 日		令和8年 11 月 10 日(火)
令和8年 1 月 1 日		令和8年 12 月 10 日(木)
令和8年 2 月 1 日		
令和8年 3 月 1 日		

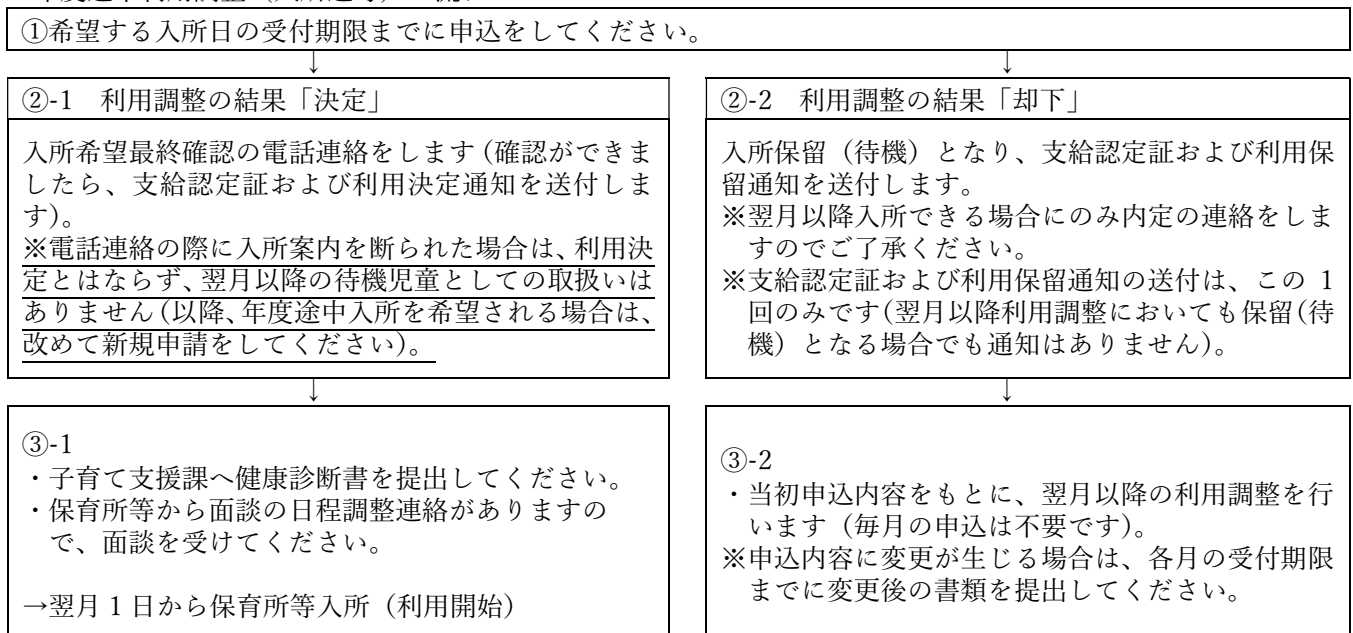
<注意事項>

※期限を過ぎての申込は受付できません（※令和8年度入所申込最終期限：令和8年12月10日（木））。

※申込内容の変更は、期限までに書類提出があった内容を、その期限に係る入所希望日審査に反映します。

※育児休業明けの入所希望は、復帰予定日が1日付の場合に限り復帰1ヶ月前からの入所希望が可能です。復帰予定日が2日以降付の場合は、復帰予定月からの入所希望申込となります。

<年度途中利用調整（入所選考）の流れ>



1 2. 注意事項（必ずお読みください）

- 1) 令和7年度入所申込をしており入所保留（待機）中でも、令和8年4月からの入所希望をする場合は新たに令和8年度入所申込をする必要があります（令和7年度入所申込は引き継がれません）。
- 2) 必要書類の提出がない場合は、選考の対象になりません。また、書類に不備がある場合は受付できません。
- 3) 保護者の一方が転勤等で町外在住の場合でも、就労証明書等その保護者に係る保育の必要性を証明する書類の提出が必要です。
- 4) 受入予定人数は、各保育施設の面積、保育士の配置状況等により決まりますので変動する場合があります。また、在園児の退所等空きがでた場合に利用調整（入所選考）を行いますので、希望月に必ず入所できるとは限りません。
- 5) 利用調整（入所選考）は、申込み順ではなく保育の必要性が高い方から決定しますので、入所の順番や待機の順番は変動する場合があります。また、申込後（入所決定後）でも電話・訪問等により申込内容の状況調査を行いますのであらかじめご了承ください。
- 6) 保育所等へ入所できる基準（保育の必要性）に該当しない場合や希望者が多数いるため希望園に入所できない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 7) 転入予定で申込みをし、利用決定後、指定する期限までに与那原町への転入手続きが完了していない場合は、決定を取り消します。
- 8) 入所申込の際は、「与那原町保育所等入所条件確認票」を必ずお読みになり、署名・押印をお願いします。
- 9) 申込内容の変更は、新規申込の場合は令和7年12月10日（水）午後5時まで、年度途中申込の場合はその申込受付期限までに届け出てください（期限を過ぎての届出は受付できません）。
- 10) 入所後であっても、申込書類等に虚偽が判明した場合は、入所の取消しや支給認定の取消し対象となります。また、入所要件を満たさなくなった場合は、保護者の在園希望期間に関わらず退所または入所選考対象外となります。
- 11) 保護者が、利用決定した児童のきょうだい児に係る育児休業中の場合は、育児休業の対象であるきょうだい児が満2歳になる月の月末までは在園児童の保育所等利用が認められます（※詳細：条件確認票 No.10）。※育児休業給付を受給の方はこの利用申込書のコピーをとり、控えとして保管してください。
- 12) 入所後、町外へ転出する場合は転出日が属する月末までは在園が認められます。
- 13) 新規入所児童は慣らし保育があります（詳細は、入所決定施設へご確認ください）。
- 14) きょうだい児が町内の別々の保育所等に入所している場合に限り、どちらか一方への年度途中転園希望を受け付けます。
※転園希望の受付期限も、P.8の年度途中申込期限を適用します（必ず転園できるとは限りません）。
※きょうだい児がいない場合の転園希望はできません。その際は、退所のうえ新規申込となります。
※特別支援保育対象児童については、下記18)をご確認ください。
※浜田ハピネス認定こども園に**1号認定**で入所した場合の転園希望はできません。ご了承ください。
- 15) 地域型保育事業所（家庭的保育・小規模保育）を希望（入所）される場合、3歳児クラスになる年度において連携施設への入所を了承していることとみなします。
- 16) 発達や特性にあわせた支援が必要（希望）な児童は、あらかじめご相談ください。
- 17) 利用保留（待機）中・入所中に関わらず、申込内容に変更があるときは速やかに届出をしてください。届出により保育の必要性に該当しないことが判明した場合（届出がなく、状況調査により判明した場合を含む）は退所または入所選考対象外となります。
（変更例：家庭状況、就労内容、退職、妊娠・出産、産休・育休の取得、ひとり親・障がい者（児）世帯に該当 等）
- 18) 特別支援保育を受けている児童に係る転園希望（きょうだい児がいる別の町内保育施設へ）について、年度途中（5月～3月入所希望）は受付できませんのであらかじめご了承ください（転園希望の場合は、次年度在園継続希望調査時においてその旨希望してください）。※必ず転園できるとは限りません。
- 19) 退所する場合は、退所希望日の3週間前までに入所している施設にて手続きを行ってください。
- 20) やむを得ない理由なく利用決定を辞退した場合、勤務先・ハローワークにおいて確認・審査が行われ、育児休業・給付の延長が認められない場合があります。

1 3. 与那原町保育所等入所条件

入所申込の際に確認・同意していただきました条件（提出必要書類「与那原町保育所等入所条件確認票」）ですので、大切に保管してください。

No.	確認事項及び同意事項
1	保育所等入所案内（その他関係書類を含む）をすべてお読みになり、理解したものと対応します。
2	「保育を必要とする事由」（保育の必要性）に該当しない場合は、入所対象外（却下）となります。
3	利用調整は、提出された書類をもとに保育を必要とする事由を審査（点数化）します。申込書類の内容に変更がある場合（家庭状況、就労状況等）は、指定する期限内に届け出てください（期限を過ぎての変更届出は受付できません）。また、内容が事実と異なると判明した場合は利用決定を取り消すことがあります。 なお、提出された書類はお返しできません。※育児休業給付を受給中の方は、利用申込書の提出前にコピーをとり、控えとして保管してください。
4	就労証明書は必ず勤務先の担当者が、診断書等は必ず医療機関の担当者または主治医が記入したものを提出してください。利用調整の審査時・入所後も随時確認を行います。その際、書類の内容と実態が異なる場合や書類の改ざん等が認められる場合は虚偽とみなし、一切の利用調整を行いません（入所している場合は退所）。訂正等も、必ず記入者で行ってもらってください（訂正印もお願いします）。
5	利用調整の結果、希望園に入所できなかった場合は待機するものとして取り扱います。 ただし、希望園にも関わらず入所案内を断られた場合は、申込取下げとみなし待機の取扱いはありません（翌月以降の利用調整対象外となり、翌年度申込において「前年度待機」加算はつきません。）
6	5 月以降の年度途中入所希望に係る利用調整は、各施設より空き（募集）が出た際に行います。保育の必要性の高い順に利用決定しますので、入所の順番・待機の順番は変動する場合があります。
7	保育所等の受入人数は、施設の面積や保育士の配置状況等により変動する場合があります。退所等により空き（募集）がある場合に利用調整を行いますので、希望月に必ず入所できるとは限りません。
8	地域型保育事業所（家庭的保育・小規模保育）を希望されている場合は、3 歳児クラスになる年度において連携施設への入所を了承しているものとみなします。
9	育児休業の対象児が入所した場合、育児休業中の保護者は入所月の翌月 1 日までに復帰されることが条件です（復帰できない場合、入所決定の取消しまたは入所月をもって退所となります）。
10	育児休業対象児のきょうだい児の入所期間は、育児休業対象児が満 1 歳に到達する月に復帰されることを前提とし、やむを得ず育児休業期間を延長される場合は育児休業対象児が満 2 歳に到達する月の月末までとなります（育児休業中の保育利用は「短時間」となります）。
11	求職活動での入所期間は、最大 90 日間です。期間満了月の 10 日までに他の保育の必要性を証明する書類が提出されない場合は、期間満了月をもって退所となります。また、 最大日数に満たない場合でも、求職活動での利用決定は年度内 1 回限り です。
12	申込時の保育の必要性に該当しなくなった場合や年度途中で入所期間が満了する場合に継続入所を希望されるときは、その根拠となる保育の必要性を証明する書類の提出が必要です（提出がない、入所基準を満たさない場合等は退所となります）。 書類は、入所期間満了月の 10 日までに提出してください。
13	保護者の就労状況について ・入所後に退職した場合は、速やかに報告をお願いします（報告なく退職が判明した場合や当該年度内ですでに求職活動での利用決定を受けている場合は退所となります）。 ・ 就労内容が変更になる場合（育児休業からの復帰を含む）は、変更になる月の前月 25 日（閉庁日にあたる場合は、直前の開庁日）までに就労証明書等を提出してください。翌月 1 日から変更内容を反映します。 ※月途中からの変更内容反映はできませんので、就労内容が変更になる場合は前もって（変更時期を鑑みて）届出をしてください。 ※届出が 25 日を過ぎた場合は、翌々月 1 日から変更内容を反映します。
14	保育料（副食費徴収免除可否）の算定資料がない場合（未申告等）は、一番高い階層で決定します。また、町民税の更正が判明し保育料が増額（副食費徴収免除対象者非該当）となる場合は、遡って保育料（副食費）を納付することとなります。
15	転入予定で入所申込をされる場合、入所希望月の前月 25 日までに与那原町への転入手続きが完了していることが条件です（転入を確認できない場合は、入所決定取消しです）。
16	きょうだい児で別々の町内認可保育所（園）に入所している場合に限り、どちらか一方への年度途中転園希望を受け付けます。 ※きょうだい児がいない場合の転園希望はできません（その際は、退所のうえで新規申込をしてください）。 ※特別支援保育対象児童については、年度途中転園希望を受付できません。 ※浜田ハビネス認定こども園を 1 号認定で入所した場合は、転園希望を受付できません。
17	保育所等の利用決定は年度ごととなります。利用継続を希望する場合は、毎年度の現況届をする必要があります。

別表（第2条、第3条、第6条関係）
与那原町保育所入所実施基準及び調査票

保護者氏名

児童名	(歳)	(歳)
	(歳)	(歳)

基準点	父	母
保育を必要とする理由による点数		
世帯の状況による点数		
合計		

1. 勤務時間点数

保育を必要とする理由		日数	父	母
① 居宅外労働 (自営業及び農業含む)	1日7時間以上	月20日以上	10	10
		16～19日	9	9
		12～15日	8	8
	1日6時間以上	月20日以上	9	9
		16～19日	8	8
		12～15日	7	7
	1日5時間以上	月20日以上	8	8
		16～19日	7	7
		12～15日	6	6
	1日4時間以上	月20日以上	7	7
		16～19日	6	6
		12～15日	5	5
② 居宅内労働 (自営業及び農業含む)	1日7時間以上	月20日以上	9	9
		16～19日	8	8
		12～15日	7	7
	1日6時間以上	月20日以上	8	8
		16～19日	7	7
		12～15日	6	6
	1日5時間以上	月20日以上	7	7
		16～19日	6	6
		12～15日	5	5
	1日4時間以上	月20日以上	6	6
		16～19日	5	5
		12～15日	4	4
③ 内職及び自営業・農業（協力者）	1日7時間以上	月20日以上	7	7
		16～19日	6	6
		12～15日	5	5
	1日6時間以上	月20日以上	6	6
		16～19日	5	5
		12～15日	4	4
	1日5時間以上	月20日以上	5	5
		16～19日	4	4
		12～15日	3	3
	1日4時間以上	月20日以上	4	4
		16～19日	3	3
		12～15日	2	2

保育を必要とする理由				父	母	
⑤ 保護者の健康状態	疾病	入院	疾病のため長期（１ヶ月以上）の入院（入院予定者を含む）	10	10	
		居宅内	常時病床	日中の大半を病床で過ごしている（入院予定者・精神疾患者を含む）	10	10
			定期通院・一般療養	長期（１ヶ月以上）にわたり週５日以上の通院を常態	9	9
				長期（１ヶ月以上）にわたり週３～４日の通院を常態	7	7
				長期（１ヶ月以上）にわたり週２日の通院を常態	4	4
				長期（１ヶ月以上）にわたり月７日以下の通院を常態または自宅療養	3	3
		障がい者	身体障手帳１級・２級該当者療育手帳Ａ１・Ａ２該当者、精神保健福祉手帳１級該当者		10	10
			身体障害者手帳３級該当者・療育手帳Ｂ１該当者、精神保健福祉手帳２級該当者		8	8
			上記以外の手帳該当者		6	6
		⑥ 介護・付添	病院介護・付添	入院	長期（１ヶ月以上）にわたり入院している者の常時介護・付添	9
通院	長期にわたり週３日以上通院している者の常時介護・付添			7	7	
施設等介護・付添	週３日以上		心身障害者通園通学常時付添・介護（診断書有）	7	7	
	週３日未満			4	4	
居宅内介護・付添			寝たきり老人・心身障害者（重度）等の常時介護・付添	8	8	
上記以外の介護・付添			3	3		
⑦ 出産			出産月前２ヶ月、出産月後３ヶ月		8	8
⑧ 家庭の災害		火災・風水害等でその復旧にあっている世帯		10	10	
⑨ 世帯の状況（加算）	母子又は父子世帯		死亡・離婚（別居の場合）・行方不明等（証明する書類要）	13		
	生活保護世帯		生活保護法による被保護世帯	3		
	多子世帯		就学前児童が３人以上の世帯	3		
	障がい児（者）のいる世帯 ※加点後の点数上限を１０とする			3		
	保育料を正当な理由なく滞納している場合			-3		
	育児休暇中の対象児に兄弟児(対象児が１歳半に達する月まで)がいる場合 ※育児休暇の前の労働状況の点数より			-2		
	前年度3か月以上、継続して待機児童となっている場合（同年度中の利用申込取下げ者及び希望保育施設入所辞退者を除く。）			1		
	月120時間以上、保育士として保育園に勤務している者 ※ただし、入所時点において保育士として勤務していない場合は、加点を取り消した上で、入所の再判定を行う。			7		
	就労していない65歳未満の祖父母と同居している場合			-1		
その他・緊急の場合（要保護児童の観点から福祉的支援を要する場合等）				※実情に応じて優先利用とする		

※保育を必要とする理由の①～⑧の中でいずれか一つの点数を加点し、必要がある場合に⑨を加点する。

2. 通学等その他の保育を必要とする理由

保育を必要とする理由		父	母
④ 通学・その他	虐待やDVの恐れがあること	13	
	保護者が大学・専門学校・職能訓練学校等に1日8時間・5日以上通学（在学証明書有）	10	10
	時間数・日数が上記未満の場合	7	7
	求職中である者	3	3

入所順番の決め方

(例：①～⑧の世帯／A～D保育園がある場合)

順番の決め方は、①世帯の保育を必要とする事由の状況で点数が決まります。

②申込時の番号札で優先番号を決めます。

③点数、優先番号の順に名簿を作成します。

④希望園の高い順に各保育園の順番待ちを決めます。



①～④の作業で下記のように各園の順番待ちが決まります。

①	続柄	仕事	点数	合計	優先番号
	父	フルタイム	10	20	120
	母	フルタイム	10		
②	続柄	仕事	点数	合計	優先番号
	父	フルタイム	10	20	550
	母	フルタイム	10		
③	続柄	仕事	点数	合計	優先番号
	父	フルタイム	10	20	589
	母	フルタイム	10		

第1希望	第2希望	第3希望
A 1	B 2	
第1希望	第2希望	第3希望
A 2		
第1希望	第2希望	第3希望
B 1	A 3	C 1

④	続柄	仕事	点数	合計	優先番号
	父	フルタイム	10	18	10
	母	パート	8		
⑤	続柄	仕事	点数	合計	優先番号
	父	フルタイム	10	18	420
	母	パート	8		
⑥	続柄	仕事	点数	合計	優先番号
	父	フルタイム	10	18	458
	母	パート	8		

第1希望	第2希望	第3希望
A 4	D 1	
第1希望	第2希望	第3希望
C 2	A 6	
第1希望	第2希望	第3希望
A 5	B 3	C 3

⑦	続柄	仕事	点数	合計	優先番号
	父	パート	8	16	58
	母	パート	8		
⑧	続柄	仕事	点数	合計	優先番号
	父	パート	8	16	230
	母	パート	8		

第1希望	第2希望	第3希望
D 2		
第1希望	第2希望	第3希望
B 4	C 4	

例1) B保育園が1名募集した場合

B1で待っている ③ が入所決定です。

例2) A保育園が3名、B保育園が2名募集した場合

A保育園は、A1～3までが対象となりますが A3の③は、B1で入園するため A4でまっている④まで対象となり ① ② ④ が入園します。

B保育園は、B1～2までが対象となりますが B2の①は、A1で入園するため B3で待っている⑥まで対象となり ③ ⑥ が入園します。

与那原町内保育施設一覧表

令和7年10月1日時点

認可保育所（園）・認定こども園	町立	施設名		T E L	住所	クラス	施設概要
認可保育所（園）・認定こども園	法人	阿知利保育所		946-3106	字与那原3209	0～5歳児	P.14
		浜田ハピネス認定こども園		945-2342	字与那原1775	0～5歳児	P.15
		友愛保育園		946-2632	字東浜95-5	0～5歳児	P.16
		すみれ保育園		946-2324	字板良敷1425	0～5歳児	P.17
		コスモス保育園		946-5262	字与那原2943-2	0～5歳児	P.18
		与那原保育園		945-3808	字与那原950-3	0～5歳児	P.19
		東の森保育園	分園	943-8673	字与那原48	分園0～2歳児 本園3～5歳児	P.20
			本園	944-3858	字与那原3857-1		
		保育園与那原ベアーズ1		975-7557	字与那原1186-1	0～5歳児	P.21
		保育園与那原ベアーズ2		894-8795	字上与那原488-2	0～5歳児	P.22

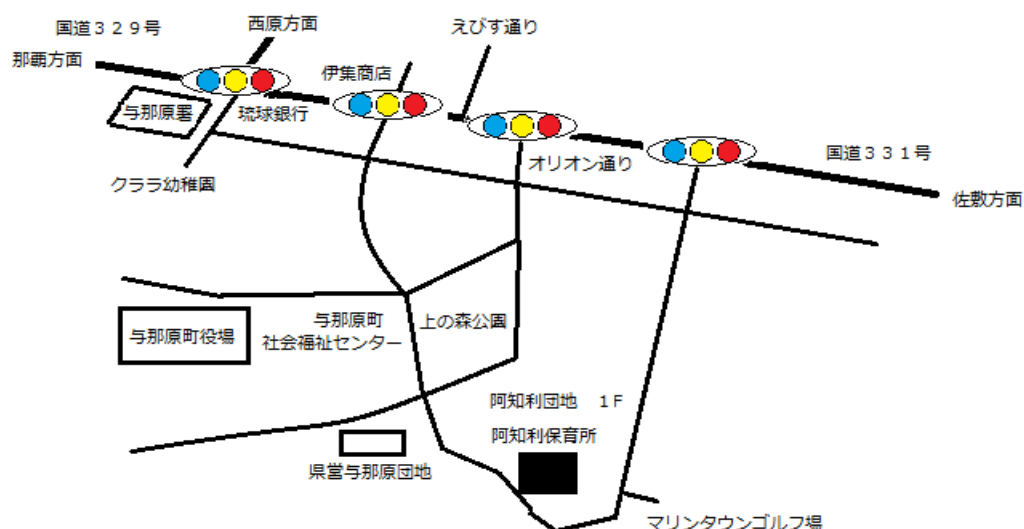
地域型保育事業所	保 育 家 庭	おれんじはうす		946-4928	字与那原801-3	0～2歳児	P.23
		のびるひろば		917-4141	字上与那原311-3	0～2歳児	P.24
	小規模保育	友愛乳児園		945-0231	字与那原71-1	0～2歳児	P.25
		竹の子乳児園		945-7175	字与那原2910-1	0～2歳児	P.26
		こみなと保育園		943-2685	字与那原3632-2	0～2歳児	P.27
		どんぐりの木保育園		944-1608	字与那原950-3	0～2歳児	P.28

認可外保育施設	友愛幼児園		945-0301	字与那原71-1	1～5歳児
	ゆかぜ第二保育園		943-2724	字与那原3123-1	0～1歳児
	ぼんぼん子ども預かり		943-0675	字与那原688	1歳児～

※認定こども園の1号（教育）および認可外保育施設の利用については、園へ直接お問い合わせください。

阿 知 利 保 育 所

施設名 ・ 施設長名	阿知利保育所 設置認可 昭和49年5月20日 ・ 所長：饒平名 智代
設置者（代表者）	与那原町長 照屋 勉
所在地 ・ 電話番号	〒901-1303 与那原町字与那原3209番地 阿知利団地1F ・ TEL：098-946-3106
建物構造 ・ 利用定員	鉄筋コンクリート造5階建て 1階部分 〔延床面積 634.55㎡〕 ・ 定員： 70 人
職 員 数	所長2人、保育士17人、（加配・休憩・フリー保育士含む）栄養士1人、調理員3人 計 23人
通常保育時間	平日 / 7：15～18：15 ・ 土曜日 / 7：15～18：15
延長保育時間 （延長保育料）	平日 / 18：15～19：15 ※保育料 300円 / 1時間 ・ 土曜日 / 延長保育なし （認定保育時間により異なります）
閉所について	日曜日、国民の祝祭日、慰霊の日、年末年始（12月29日～1月3日）
給食費 （3～5歳児：実費徴収）	5,500円 内訳 主食費 500円 副食費 5,000円
保育方針及び保育目標	<方針> 心身ともに健康で、自らの生活を自ら切り拓いていくたくましい行動力と豊かな心を持ち、郷土を愛し、新しい文化を創造する子どもを育て、発達課題に添った魅力的な環境構成の中で子どもが安心感・信頼性をもって生き生きと活動できるようにする。 <目標> 心身ともに健康でよく遊ぶ子 — ☆丈夫なからだの子 — ☆心豊かな子 — ☆よく考え工夫する子
その他実施事業	◆特別支援保育事業 ◆延長保育事業 ◆地域活動事業（世代間交流等事業・地域における異年齢児交流事業） ◆地域子育て家庭への園庭開放事業



浜田ハピネス認定こども園

施設名 ・ 施設長名	浜田ハピネス認定こども園 設置認可 令和3年3月26日 ・ 園長： 當間 和子
設置者（代表者）	社会福祉法人三和福祉会 理事長 當間 武
所在地 ・ 電話番号	〒901-1303 与那原町字与那原1775番地 ・ TEL： 098-945-2342
建物構造 ・ 利用定員	鉄筋コンクリート造平屋建て 延床面積 656.48㎡ ・ 定員： 85人 (1号認定 15人) (2・3号認定 70人)
職 員 数	園長1人、副園長1人、主幹教諭2人、保育教諭13人、保育士 11人、 計 調理員3人、保育補助1人、事務員1人、用務員1人 34人
通常保育・教育時間 ＜1・2・3号認定＞	1号認定 平日／8：00～14：00 1号認定 土曜日／なし 2・3号認定 平日／7：15～18：15 2・3号認定 土曜日／7：15～18：15
延長保育時間・保育料 ＜1・2・3号認定＞	平日／18：15～19：15 土曜日／延長保育なし 【保育料】300円/1時間・3,000円/月契約
預かり保育時間・保育料 ＜1号認定＞	平日／14：00～18：15 土曜日 8:00～14:00 【450円/日】 【保育料】450円/日・5,000円/月契約 土曜日 8:00～18:15 【700円/日】
閉所について	1号認定 : 日曜日、国民の祝祭日、慰霊の日、年末年始（12月29日～1月3日） 2・3号認定
給食費 (3～5歳児：実費徴収)	1号認定 4,800円 内訳 [主食費 1,200円 副食費 3,600円] 2・3号認定 6,000円 [主食費 1,500円 副食費 4,500円]
保育・教育方針 及び 保育・教育目標	＜方針＞ 個性輝く幸せ一番 子どもはどの子も秘めた可能性を持っています。発達段階に応じた適切な環境を整え可能性を引き出してあげることや、思いやりの心を育む心の教育が大切だと考えます。保育指針に基づき、基本的な生活習慣を身につけるとともに園での色々な活動体験を通して、調和のとれた人間形成・集団生活での人間関係の基礎を助長していきます。 ＜目標＞ ①思いやりがあり、仲良くできる子ども ②社会生活のルールを守り、自分で考えて行動できる子ども ③話をしっかり聞き、自分の考えが言える子ども ④最後までやり遂げる、意欲と喜びを表現できる子ども ⑤たくましい身体と心が育つ子ども ⑥郷土を愛し、国際的にも興味関心を持つ子ども
その他実施事業	◆特別支援保育事業 ◆延長保育事業 ◆地域子育て支援事業 ◆地域活動事業（世代間交流等事業・地域における異年齢児交流事業）
備考	令和3年度から保育園から認定こども園へ移行しました。1号認定の利用申込は園で行いますので、園の事業内容の詳細のご質問等がございましたら上記の電話番号までご連絡を宜しくお願いします。



友 愛 保 育 園

施設名 ・ 施設長名	友愛保育園 〔設置認可 昭和50年3月1日〕 ・ 園長： 知花 豊
設置者（代表者）	社会福祉法人友愛福祉会 理事長 知花 正勝
所在地 ・ 電話番号	〒901-1304 与那原町字東浜95番地の5 ・ TEL： 098-946-2632
建物構造 ・ 利用定員	コンクリートブロック造陸屋根 3 階建 〔延床面積： 1階437.11㎡、2階390.76㎡、3階135.03㎡〕 ・ 定員： 110人
職 員 数	園長1人、保育士22人、調理員4人、事務員 1 人、保育補助2人 計 30人
通常保育時間	平日 ／ 7：00～18：00 ・ 土曜日 ／ 7：00～18：00
延長保育時間 （延長保育料）	平日 ／ 18：00～19：00 ※保育料 50円 /10分 ・ 土曜日 ／ 延長保育なし
閉所について	日曜日、国民の祝祭日、慰霊の日、年末年始（12月29日～1月3日）
給食費 （3～5歳児：実費徴収）	6,100円 〔内訳 主食費 1,200円 副食費 4,900円〕
保育方針及び保育目標	<方針> ★子どもがその子どもらしく生活をするできるように、家族との連携をとりつつ、心と体の調和のとれた健やかな成長を願って保育する。 <目標> ★元気に遊ぶ！ 園児の多様な欲求を満たし情緒が安定し、意欲的に遊べるようにする。 ★仲良く遊ぶ！ 積極的に遊びや生活をし、自主協調といった社会生活の基盤となるような態度を身につける。 ★考えて遊ぶ！ 言葉への興味や関心を大切にし喜んで話したり、聞いたりする態度を身につけ感謝する心を育てる。
その他実施事業	★延長保育事業 ★地域活動事業 （世代間交流等事業、地域における異年齢児交流事業、育児講座・育児と仕事両立支援事業） ★特別支援保育事業 ★こども家庭相談窓口 ★一時預かり事業（自主）

す み れ 保 育 園

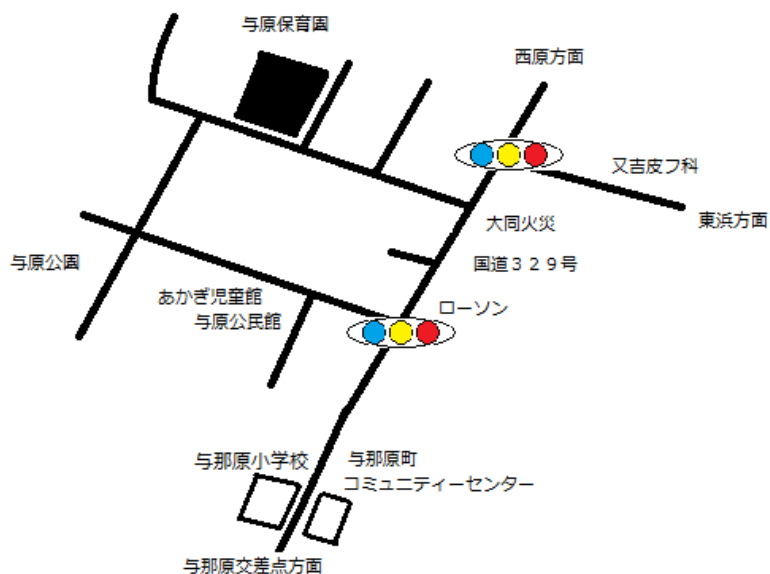
施設名 ・ 施設長名	すみれ保育園 設置認可 昭和51年7月8日 ・ 園長： 新里 一史
設置者（代表者）	社会福祉法人日新福祉会 理事長 新里 吉康
所在地 ・ 電話番号	〒901-1301 与那原町字板良敷1425番地 ・ TEL： 098-946-2324
建物構造 ・ 利用定員	RC造 地上3階、地下1階 〔延床面積 925.82㎡〕 ・ 定員： 90 人
職 員 数	園長1人、主任保育士1人、保育士14人、保育士補助2人、調理員2 計 人、事務員 1 人 21
通常保育時間	平日 ／ 7：00～18：00 ・ 土曜日 ／ 7：00～18：00
延長保育時間 （延長保育料）	平日 ／ 18：00～19：00 ・ 土曜日 ／ 延長保育なし ※保育料 300円 /1時間
閉所について	日曜日、国民の祝祭日、慰霊の日、年末年始（12月29日～1月3日）
給食費 （3～5歳児：実費徴収）	5,500円 内訳 主食費 800円 副食費 4,700円
保育方針及び保育目標	<方針> ・子ども達に健康で愛される生活を保障し、民主的な交わりを通して人間らしく生きていける力を身につけ、平和な社会を築き文化を継承できる人間に育てる。 <目標> ◇健康で意欲的に取り組む子 ◇仲間を思いやり、心やさしい子 ◇豊かな感性をもち、思いを表現できる子 ◇規律を創り、守り、育てる力をもった子 ◇子どもらしいかしこさのある子 ◇地域を愛する子
その他実施事業	◎延長保育事業 ◎地域活動事業 （世代間交流等事業、保育所退所児童との交流事業、地域における異年齢児交流事業） ◎特別支援保育事業 ◎子育て相談事業

コ ス モ ス 保 育 園

施設名 ・ 施設長名	コスモス保育園 設置認可 昭和58年3月18日 ・ 園長： 渡真利 望
設置者（代表者）	社会福祉法人健真福祉会 理事長 渡真利 望
所在地 ・ 電話番号	〒901-1303 与那原町字与那原2943番地の2 ・ TEL： 098-946-5262
建物構造 ・ 利用定員	コンクリート造屋根2階建 延床面積 826.25㎡ ・ 定員： 100 人
職 員 数	園長1人、保育士15人、療育支援員3人、 保育補助員2人、用務員1人、（調理委託／調理員4人） 計 23人
通常保育時間	平日 ／ 7：00～18：00 ・ 土曜日 ／ 7：00～18：00
延長保育時間 （延長保育料）	平日 ／ 18：00～19：00 ※保育料 300円 /1時間 ・ 土曜日 ／ 延長保育なし
閉所について	日曜日、国民の祝祭日、慰霊の日、年末年始（12月29日～1月3日）
給食費 （3～5歳児：実費徴収）	5,500円 内訳 主食費 700円 副食費 4,800円
保育方針及び保育目標	<方針> 八枚の花びらからなるコスモス。その一枚一枚に八つの願い（慈・情・体・美・意・智・真・善）を込め、それがバランスよく備わった円満な人格形成に尽くします。職員も子どもたちもコスモスの花びらに込めた八つの願いを体現する存在を目指して取り組んでいきます。 <目標> ・ 健康で明るくたくましい子ども ・ 豊かな心情をもった子ども ・ 自分でよく考え、見つけ、創造する子ども
その他実施事業	☆延長保育事業 ☆特別支援保育事業 ☆一時預かり事業 ☆その他の事業 ・ 卒退園児交流 ・ 育児講座

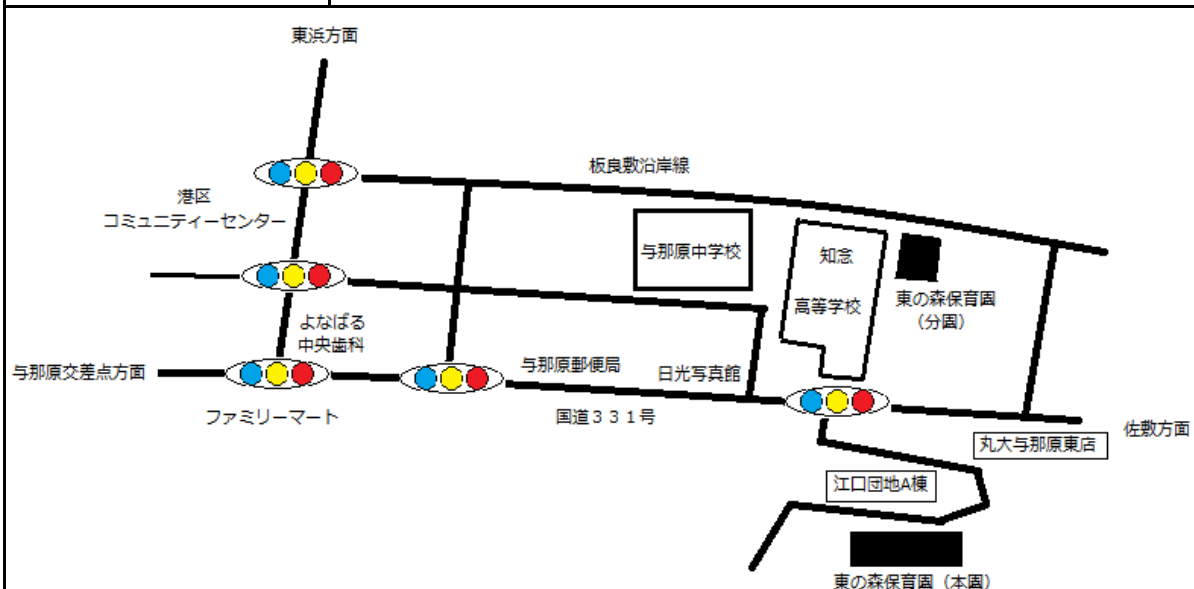
与 原 保 育 園

施設名 ・ 施設長名	与原保育園 設置認可 昭和60年1月25日 ・ 園長： 真栄田 義員
設置者（代表者）	社会福祉法人真泉福社会 理事長 真栄田 義高
所在地 ・ 電話番号	〒901-1303 与那原町字与那原950番地の3 ・ TEL： 098-945-3808
建物構造 ・ 利用定員	鉄筋コンクリート造屋根3階建 〔延床面積 1035.34㎡〕 ・ 定員： 100 人
職 員 数	園長 1 人、保育士9人、調理員3人、栄養士 1 人、 障がい児支援員2人 計 16人
通常保育時間	平日 ／ 7：00～18：00 ・ 土曜日 ／ 7：00～18：00
延長保育時間 （延長保育料）	平日 ／ 18：00～19：00 ・ 土曜日 ／ 延長保育なし ※保育料 150円 /0.5時間
閉所について	日曜日、国民の祝祭日、慰霊の日、年末年始（12月29日～1月3日）
給食費 （3～5歳児：実費徴収）	5,500円 内訳 主食費 1,000円 副食費 4,500円
保育方針及び保育目標	<方針> 子どもは常に豊かで伸び伸びと可能性を求めて心身ともに安定した状態で自己活動を通して自発性、自立性、社会性を身につけていくことが望ましく、未来をつくり出す力の基礎を養い育むことを目指す。 <目標> ★豊かな心を持つ子 ★伸び伸びと明るく育つ子 ★元気な強い子
その他実施事業	* 延長保育事業 * 特別支援保育事業 * 地域活動事業 * 一時預かり事業



東 の 森 保 育 園 （ 本 園 ・ 分 園 ）

施設名 ・ 施設長名	東の森保育園 設置認可 平成18年3月31日 ・ 園長： 上原 人江
設置者（代表者）	社会福祉法人真泉福祉会 理事長 真栄田 義高
所在地 ・ 電話番号	〒901-1303 与那原町字与那原3857番地の1 ・ TEL： 098-944-3858
建物構造 ・ 利用定員	鉄筋コンクリート造り屋根4階建1階部分 〔延床面積 457.04㎡ 〕 ・ 定員： 本園58人 計100人 分園42人
職 員 数	園長1人、事務員1人、保育士20人、看護師1人、子育て支援員2人、計 調理員2人、用務員1人、保育補助員2人 30人
通常保育時間	平日 ／ 7：00～18：00 ・ 土曜日 ／ 7：00～18：00
延長保育時間 （延長保育料）	平日 ／ 18：00～19：00 ・ 土曜日 ／ 延長保育なし ※保育料 150円 /0.5時間
閉所について	日曜日、国民の祝日、慰霊の日、年末年始（12月29日～1月3日）
給食費 （3～5歳児：実費徴収）	6,000円 内訳 主食費 1,200円 副食費 4,800円
保育方針及び保育目標	<方針> 子どもは常に豊かで伸び伸びと可能性を求めて心身ともに安定した状態で自己活動を通して自発性、自立性、社会性を身につけていくことが望ましく、未来をつくり出す力の基礎を養い育むことを目指す。 <目標> ★豊かな心を持つ子 ★伸び伸びと明るく育つ子 ★元気な強い子
その他実施事業	* 延長保育事業 * 特別支援保育事業 * 地域活動事業 * 一時預かり事業 （世代間交流等事業、異年齢児交流等事業、保育所退所児童との交流）



保 育 園 与 那 原 ペ ア ー ズ 1

施設名 ・ 施設長名	保育園与那原ペアーズ1 （設置認可 平成29年4月1日） ・ 園長：菅 洋子
設置者（代表者）	社会福祉法人尚徳福祉会 理事長 谷本 要
所在地 ・ 電話番号	〒901-1303 与那原町字与那原1186番地1 ・ TEL：098-975-7557
建物構造 ・ 利用定員	鉄筋コンクリート造2階建て 〔延床面積 806.47㎡〕 ・ 定員： 100 人
職 員 数	園長1人、保育士（パート含む）17人、栄養士兼調理師3人、計 事務員1人、看護師1人、その他5人 28人
通常保育時間	平日 / 7：00～18：00 ・ 土曜日 / 7：00～18：00
延長保育時間 （延長保育料）	平日 / 18：00～19：00 ・ 土曜日 / 延長保育なし ※保育料 300円 /1時間
閉所について	日曜日、国民の祝祭日、慰霊の日、年末年始（12月29日～1月3日）
給食費 （3～5歳児：実費徴収）	5,500円 （内訳 主食費 1,000円 副食費 4,500円）
保育方針及び保育目標	<方針> ・子どもが中心の、子どものための保育を進めていきます。 ・子どもたちが自分で考え、判断し、行動できるように支援していきます。 ・すべての保護者との信頼関係を築き、家庭との連携をとる中で、子どもが安心できる生活を送れるようにします。 ・子育て支援活動事業や、地域活動事業等、様々な体験を通して、豊かな感性、社会性を育みます。 <目標> ①保育園が楽しい ②心身ともに健康でのびのびと遊ぶ ③自分の思いや考えを素直に表現できる
その他実施事業	・ 特別支援保育事業 ・ 一時預かり事業 ・ 地域活動事業 ・ 子育て支援事業 ・ 延長保育促進事業

保 育 園 与 那 原 ベ ア ー ズ 2

施設名 ・ 施設長名	保育園与那原ベアーズ2 設置認可 平成31年4月1日 ・ 園長： 黒多 信陽
設置者（代表者）	社会福祉法人尚徳福社会 理事長 谷本 要
所在地 ・ 電話番号	〒901-1302 与那原町字上与那原488番地の2 ・ TEL： 098-894-8795
建物構造 ・ 利用定員	鉄筋コンクリート造3階建て 延床面積 978.42㎡ ・ 定員： 130 人
職 員 数	園長1人、保育士（パート含む）23人、栄養士兼調理師3人、計 事務員1人 28人
通常保育時間	平日 / 7：00～18：00 ・ 土曜日 / 7：00～18：00
延長保育時間 （延長保育料）	平日 / 18：00～19：00 ・ 土曜日 / 延長保育なし ※保育料 300円 /1時間
閉所について	日曜日、国民の祝祭日、慰霊の日、年末年始（12月29日～1月3日）
給食費 （3～5歳児：実費徴収）	5,500円 内訳 主食費 1,000円 副食費 4,500円
保育方針及び保育目標	<方針> ・快適な環境の中で、園と家庭が一貫したリズムで、気持ちよく過ごす。 ・一人の子どもの気持ちを十分に受け止め、愛情行動や信頼関係を強めながら、月齢・発達段階に応じた人や物への関心や関わり方が広がるようにする。 ・ゆったりとした環境のもと、自然と触れ合いを大事にしながら、友達との関わりの中で遊ぶ楽しさを味わい、ルールを覚え、意欲が育つように援助する。 ・楽しみながら、力いっぱい体を動かして遊ぶようにする。 <目標> ①自分の気持ちを表せる子ども ②自分も友達も大切にできる子ども ③のびのびと遊べる子ども
その他実施事業	・ 特別支援保育事業 ・ 子育て支援事業 ・ 地域活動事業 ・ 一時預かり事業 ・ 延長保育促進事業

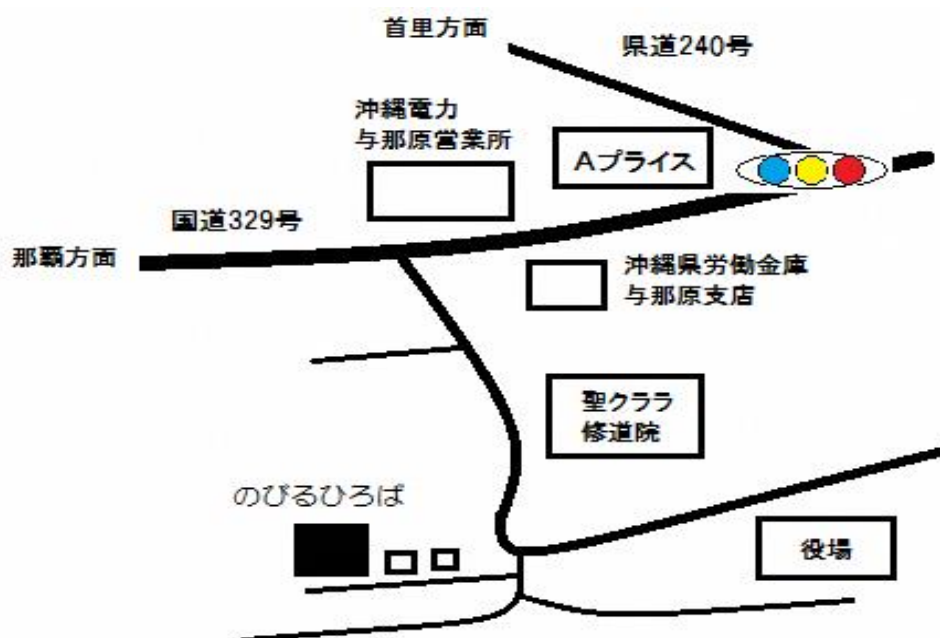
お れ ん じ は う す

施設名 ・ 施設長名	おれんじはうす 設置認可 平成27年3月31日	家庭的保育者 屋比久 純子
設置者（代表者）	一般社団法人きつづまある 代表理事 屋比久 純子	
所在地 ・ 電話番号	〒901-1303 与那原町字与那原801番地の3 ・ TEL： 098-946-4928	
建物構造 ・ 利用定員	鉄筋コンクリート造2階建1階部分 延床面積 73.74㎡ ・ 定員： 5 人	
職 員 数	園長1名、保育士4名、保育補助1名	
通常保育時間	平日 / 7：15～18：15 ・ 土曜日 / 7：15～17:00	
延長保育時間 (延長保育料)	平日 / 18：15～18：45 ※保育料 500円 /0.5時間 ・ 土曜日 / 延長保育なし	
閉所について	日曜日、国民の祝祭日、慰霊の日、年末年始（12月29日～1月3日）	
保育方針及び保育目標	<方針> 子どもが生涯にわたる人間形成において極めて重要な時期に、生活の大半を過ごす場所という認識をもち、家庭的環境のなかで子どもが安心して過ごせる場所、自分を表現できる場所としての環境を整え、一人一人の個性や発達過程を大切に、望ましい未来をつくりだす力の基礎を培う。 <目標> ★心身共に健康な子 ★感性豊かな子 ★自分を大切に、友達を大切にできる子	
連携施設	社会福祉法人健真福祉会 コスモス保育園（給食提供・卒園後の受入）	



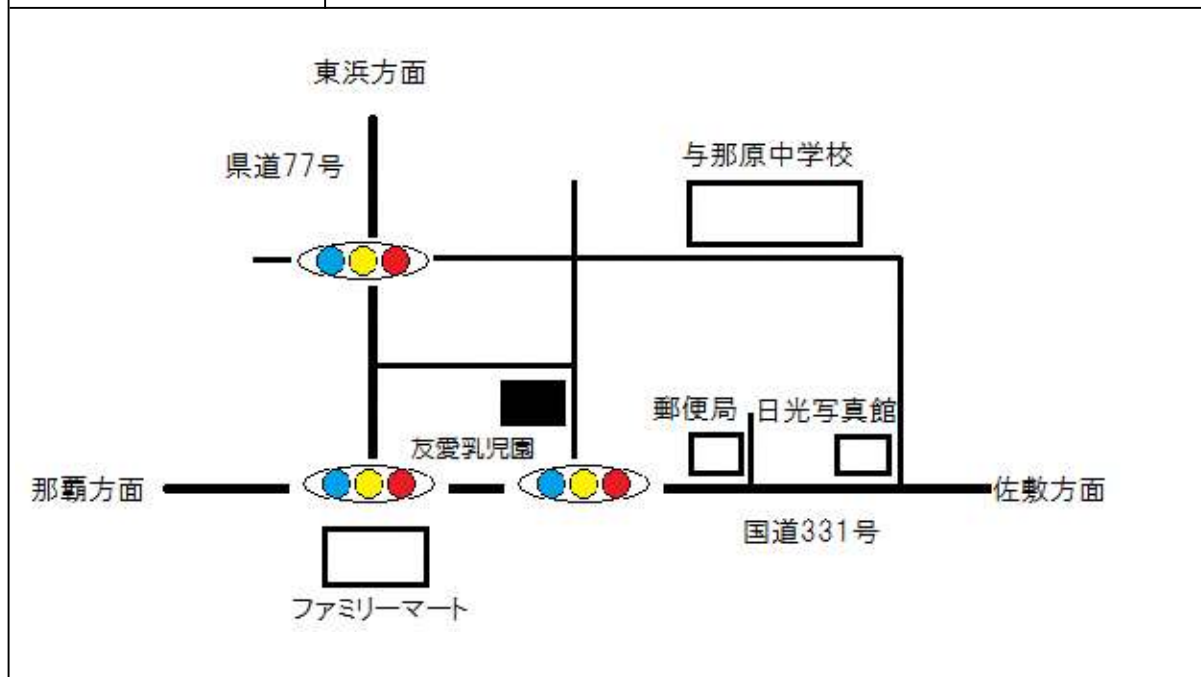
小規模保育事業のびるひろば

施設名 ・ 施設長名	小規模保育園 のびるひろば	〔設置認可 平成28年3月10日〕	・ 園長： 我如古 智美
設置者（代表者）	一般社団法人純伸福祉会 理事長 武富 美博		
所在地 ・ 電話番号	〒901-1302 与那原町字上与那原311番地の3		・ TEL： 098-917-4141
建物構造 ・ 利用定員	鉄筋コンクリート造屋根2階建 〔延床面積 134.595㎡ 〕		・ 定員： 18 人
職 員 数	園長1人、保育士9人、調理員2人		
通常保育時間	平日 ／ 7：00～18：00		・ 土曜日 ／ 7：00～18：00
延長保育時間 （延長保育料）	平日 ／ 18：00～19：00 ※保育料 150円 /0.5時間		・ 土曜日 ／ 延長保育なし
閉所について	日曜日、国民の祝祭日、慰霊の日、年末年始（12月29日～1月3日）		
保育方針及び保育目標	<方針> 当園は、0-2歳児を対象とした、小規模保育園です。 一人の保育士が担当する子どもの数が少ないため、子どもの発達に応じた手厚い保育を行います。また、「見守る保育、待ちの保育」を保育方針とし、子どもの可能性を無限に引き出す保育を目指します。 <目標> ★多くの事に興味を持ち、関心を持つ子 ★すべての事に対し感謝する温かみあふれる子 ★地域とのふれあいを大切にする子		
連携施設	与那原町立阿知利保育所（卒園後の受入）		
その他実施事業	・ 延長保育事業 ・ 地域活動事業（世代間交流等事業、地域における交流事業）		



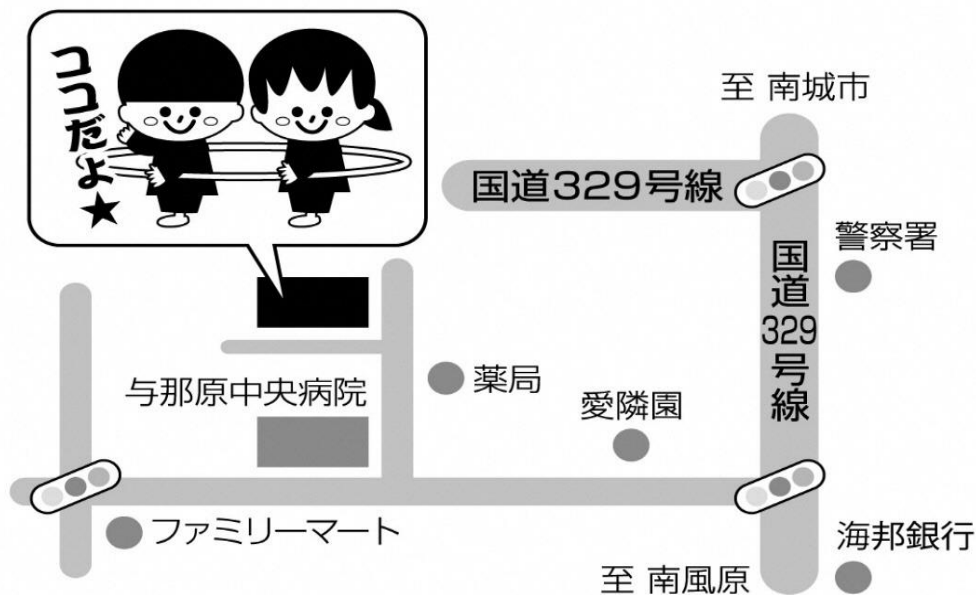
小規模保育事業 友愛乳児園

施設名 ・ 施設長名	日本基督教団与那原教会附属 友愛乳児園	〔設置認可 平成28年3月31日〕	・ 園長： 安里 小百合
設置者（代表者）	日本基督教団 与那原教会 代表役員 具志堅 篤		
所在地 ・ 電話番号	〒901-1303 与那原町字与那原71番地の1		・ TEL： 098-945-0231
建物構造 ・ 利用定員	鉄筋コンクリート造2階建1階部分 〔 延床面積 292.52㎡ 〕		・ 定員： 18 人
職 員 数	園長1人、保育士6人、調理員2人 計9人		
通常保育時間	平日 ／ 7：00～18：00		・ 土曜日 ／ 7：00～18：00
延長保育時間 （延長保育料）	平日 ／ 18：00～19：00 ※保育料 300円 /1時間		・ 土曜日 ／ 延長保育なし
閉所について	日曜日、国民の祝祭日、慰霊の日、年末年始（12月29日～1月3日）		
保育方針及び保育目標	<方針> ・「子どもが優しい心をもてるように」 ・「子どもたちが自己肯定感を持てるように」 ・「子どもたちが健やかに育つように」 私たち保育者は、子どもを中心に保護者や地域の方々と共に安心して楽しく過ごせる環境を整えていきます。 <目標> ★心身共に健康で豊かな感情を持った子ども ★自分で考え自分で行動をできる子ども ★友だちと一緒に喜ぶことを感じ、友だちを大切にすることも		
連携施設	与那原町立阿知利保育所（卒園後の受入）		
その他実施事業	・ 延長保育事業 ・ 地域活動事業 （世代間交流等事業、異年齢児交流等事業、保育所退所児童との交流）		



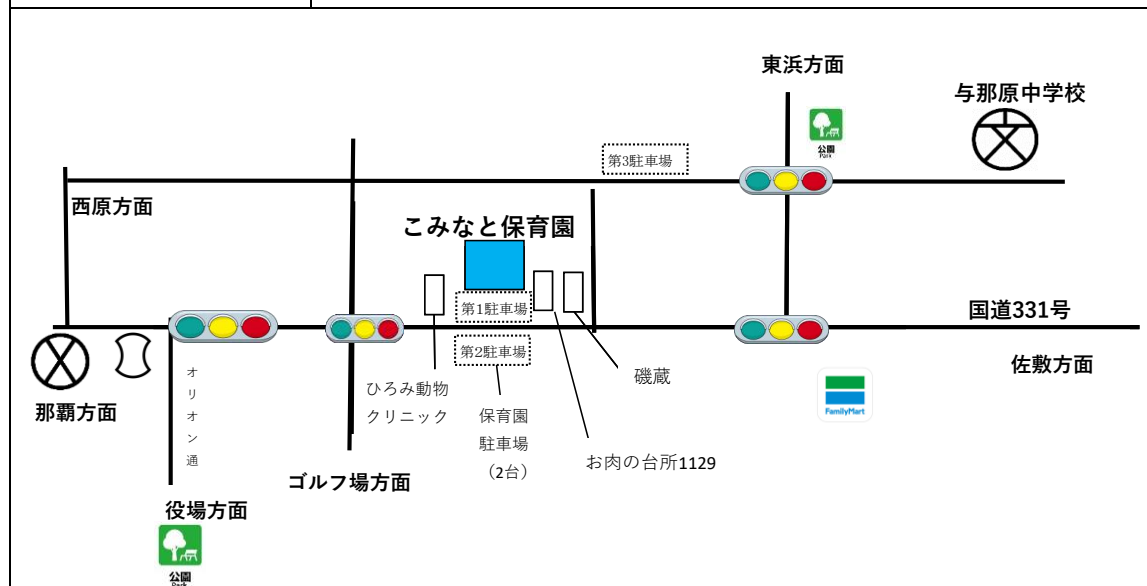
小規模保育事業 竹の子乳児園

施設名 ・ 施設長名	竹の子乳児園 〔設置認可 平成31年4月1日〕 ・ 園長：儀間 ことき
設置者（代表者）	一般社団法人T.trees 代表理事 儀間 透
所在地 ・ 電話番号	〒901-1303 与那原町字与那原2910番地の1 ・ TEL：098-945-7175
建物構造 ・ 利用定員	鉄筋コンクリート造3階建1階部分 〔延床面積 109.08㎡〕 ・ 定員： 19 人
職 員 数	園長1人、保育士7人、子育て支援員(保育補助) 2人、 調理員 1 人、用務員 1 人 計12人
通常保育時間	平日 / 7：00～18：00 ・ 土曜日 / 7：00～18：00
延長保育時間 (延長保育料)	平日 / 18：00～19：00 ・ 土曜日 / 延長保育なし ※保育料 150円/ 0.5時間
閉所について	日曜日、国民の祝祭日、慰霊の日、年末年始（12月29日～1月3日）
保育方針及び保育目標	<方針> 心身ともに健康で、自らの生活を自ら切り開いていくたくましい行動力と豊かな心を持ち、発達課題に沿った魅力的な環境構成の中で安定感、信頼感を持って、生き生きと活動できるようにする。 <目標> ★児童福祉法に基づいて乳幼児の保育を行うことを目的とする。 ★健康で明るく、たくましい子。 ★心豊かで思いやりのある子。 ★決まりを守り、友達と仲良く遊べる子。
連携施設	保育園与那原ベアーズ2（卒園後の受入）
その他実施事業	・ 延長保育事業 ・ 地域活動事業（世代間交流等事業、異年齢児交流等事業）



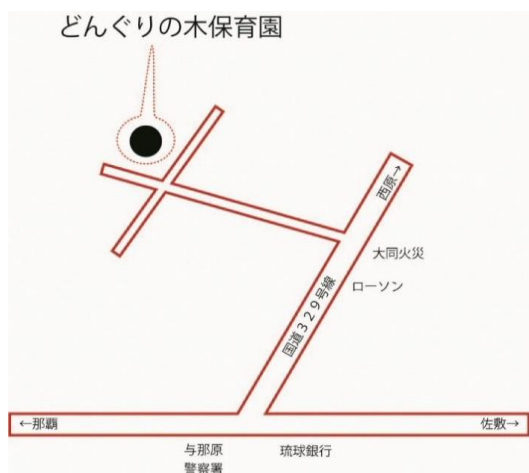
小規模保育事業 こみなと保育園

施設名 ・ 施設長名	こみなと保育園 設置認可 平成31年4月1日 ・ 園長： 仲村 和美
設置者（代表者）	小宮 孝次
所在地 ・ 電話番号	〒901-1303 与那原町字与那原3632番地2 ・ TEL： 098-943-2685
建物構造 ・ 利用定員	鉄筋コンクリート造3階建1階部分 〔延床面積 375.67㎡ 〕 ・ 定員： 18 人
職 員 数	園長1人、保育8人、事務員1人 調理員2人 計11人
通常保育時間	平日 ／ 7：00～18：00 ・ 土曜日 ／ 7：00～18：00
延長保育時間 （延長保育料）	平日 ／ 18：00～19：00 ※保育料 500円 /30分 ・ 土曜日 ／ 延長保育なし
閉所について	日曜日、国民の祝祭日、慰霊の日、年末年始（12月29日～1月3日）
保育方針及び保育目標	<方針> ・ 「よく遊び・よく食べ・よく寝る」を通じ感性を育てる ・ 「遊びを通じ、自主性・協調性を養う」（基礎体力・免疫力の向上を図る） ・ 「日々の暮らし、遊びの中で、道徳の芽生えを培う」 沢山体を動かし、汗をかく遊びを通じ、幼児期からの基礎体力・免疫力を付ける。 体を動かすことが楽しい、安心して楽しく過ごせる環境を整えていきます。 <目標> ★生活リズムの確立(早寝・早起き・朝ごはん) ★遊びを通じた自由な発想・動き ★遊びを通じた友だちとかかわりを学ぶ ★絵本の充実を図り、知識、感性を育てる ★室内遊びで・・・マット、大ブロック遊び、絵本読み、歌や踊りの充実
連携施設	友愛保育園、すみれ保育園 浜田ハピネス認定こども園
その他実施事業	・ 延長保育事業 ・ 地域活動事業（世代間交流等、異年齢児交流等） ・ 情報開示事業（コドモンアプリの使用）



小規模保育事業 どんぐりの木保育園

施設名 ・ 施設長名	どんぐりの木保育園 設置認可 令和2年6月1日 ・ 園長： 真栄田 義高
設置者（代表者）	社会福祉法人真泉福祉会 理事長 真栄田 義高
所在地 ・ 電話番号	〒901-1303 与那原町字与那原950番地の3 ・ TEL： 098-944-1608
建物構造 ・ 利用定員	鉄筋コンクリート二階建ての一階部分 〔 延床面積 90㎡ 〕 ・ 定員： 11 人
職員数	6名
通常保育時間	平日 / 7:00～18:00 ・ 土曜日 / 7:00～18:00
延長保育時間 （延長保育料）	平日 / 18:00～19:00 ※保育料 300円 /1時間 ・ 土曜日 / 延長保育なし
閉所について	日曜日、国民の祝祭日、慰霊の日、年末年始（12月29日～1月3日）
保育方針及び保育目標	<方針> 基本方針 ・ 子どもの発達にそった保育展開をしていく <目標> ・ 豊かな心を持つ子 ・ 伸々と明るく育つ子 ・ 元気な強い子
連携施設	与那原保育園
その他実施事業	・ 延長保育事業 ・ 地域活動事業（世代間交流等事業、異年齢児交流等事業）





——— 問い合わせ（郵送）先 ———

〒901-1392 与那原町字上与那原 16 番地

与那原町役場 子育て支援課（保育所入所担当）

TEL : 098-945-6520